

新潟県条例第30号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(災害応急作業手当)</p> <p>第5条 災害応急作業手当は、地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 水防法（昭和24年法律第193号）<u>第17条</u>の規定に基づき水防団及び消防機関が出動して行う応急措置の実施についての必要な指示、<u>同法第29条</u>に規定する立退きの指示、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条に規定する立退きの指示その他の現地において行う指導作業</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>2 職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業手当を支給する。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、<u>帰還困難区域</u>に設定することとされた区域において行う作業</p> <p>(2) 本部長指示により、<u>居住制限区域</u>に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) <u>前2号の作業が行われる区域に準ずる区域として人事委員会規則で定める区域</u>において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）</p>	<p style="text-align: center;">(災害応急作業手当)</p> <p>第5条 災害応急作業手当は、地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 水防法（昭和24年法律第193号）<u>第10条の5</u>の規定に基づき水防団及び消防機関が出動して行う応急措置の実施についての必要な指示、<u>同法第22条</u>に規定する立退きの指示、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条に規定する立退きの指示その他の現地において行う指導作業</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>2 職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業手当を支給する。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、<u>同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域</u>に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業</p> <p>(2) 本部長指示により、<u>居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるもの</u>において行う作業（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) <u>本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域の</u></p>

3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、6,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

4 (略)

5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

うち人事委員会規則で定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）

3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。

作業の区分		手当の額
前項第1号に掲げる作業	屋外において行う場合	10,000円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、20,000円）
	屋内において行う場合	2,000円
前項第2号に掲げる作業	屋外において行う場合	5,000円
	屋内において行う場合	1,000円
前項第3号に掲げる作業		2,500円

4 前項の規定にかかわらず、同一の日に、第40条第1項第2号に掲げる作業に従事した場合（当該作業が同条第2項に規定する人事委員会規則で定める著しく危険である作業に該当する場合又は当該作業が同項に規定する人事委員会規則で定める著しく危険である区域で行われた場合に限る。）において、当該作業に係る手当を支給するときの第2項の手当の額は、前項に定める額から840円を減じた額とする。

5 (略)

6 (略)